

令和7年度

# 一般廃棄物処理実施計画

高知県香南市

## 令和7年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条第1項の規定により、令和7年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

### 1 一般廃棄物処理の基本的事項

#### (1) 用語の定義

ア 家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）

##### (ア) 可燃ごみ

以下に掲げる家庭系ごみで、香南市指定のごみ袋に収納できる大きさのもの

①廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの

②複数の材料を使用している廃棄物のうち、その材料の半分以上のものについて焼却処理することがふさわしいもので、かつ、焼却処理に支障を生じないもの

##### (イ) プラスチック製容器包装

家庭系ごみのうち、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容リ法」という。）に基づき収集するプラスチック製の容器包装廃棄物（ペットボトルを除く。）

##### (ウ) ペットボトル

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するペットボトル

##### (エ) 資源物

家庭系ごみのうち、容リ法に基づき収集するビン（透明、茶色及びその他の色）、専ら再生利用の目的となるカン、金属類、紙類及び布類

##### (オ) 粗大ごみ

家庭系ごみのうち、上記以外のもの

①家庭生活の用に供する電気機械器具であって 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に規定する特定家庭用機器に該当しないもの

##### ②金属類

ストーブ、金庫（耐火性除く）、脚立、自転車、ガスコンロ等

##### ③木製品

タンス、イス、机、本棚、食器棚等の家具類や燃えるごみとして出せない大きさ（直径3cm超又は長さが70cm超）の木片

##### ④プラスチック類

おもちゃ、バケツ、プランター、衣装ケース、じょうろ、ブルーシート、ビニールホース等

##### ⑤布製品

布団、まくら、じゅうたん、座布団等

##### ⑥ガラス類・陶磁器類

板ガラス、ガラス製の食器、茶碗、植木鉢等の廃棄物の適正な処理をする上で埋立処分することがふさわしいもの

##### ⑦水銀含有廃棄物

水源電池、乾電池、蛍光灯、鏡、温度計、体温計等

##### ⑧その他

- リチウムイオン電池、グロー球、電球、ソファー、ライター等
- イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）
- （ア）可燃ごみ
- 事業系ごみのうち、廃棄物を衛生的かつ効率的に処理する上で、焼却処理することがふさわしいもの
- （イ）食品循環資源
- 事業系ごみのうち、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 2 条第 3 項に規定する廃棄物
- （ウ）再生利用されることが確実である魚さい
- 食品循環資源のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 2 条第 2 号に規定する指定を受けた再生利用業（再生輸送）を行う業者（以下「再生輸送業者」という。）が収集・運搬し、公益財団法人高知県魚さい加工公社で処分する魚腸骨
- （エ）再生利用されることが確実である木くず等
- 再生輸送業者が収集・運搬し、かつ、廃掃法第 7 条第 12 項に規定する一般廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）又は規則第 2 条の 3 第 2 号に規定する指定を受けた再生利用業（再生活用）を行う業者（以下「再生活用業者」という。）が処分する木くず又は食品循環資源
- （オ）堆肥化されることが確実である汚泥等
- 事業系ごみのうち、再生輸送業者、市町村が委託した者又は排出者が収集・運搬し、かつ、処分業者が処分する有機性汚泥（無害のものに限る。）、刈草又は動物のふん尿
- ウ 火災ごみ
- 現に自らが居住する居宅等が火災に遭ったため発生した廃棄物で、灰や燃焼物が付着したもの又は分別区分を遵守することが困難なもの。ただし、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造など若しくは補強コンクリート造等の耐火性能を有する建築物又は土台、基礎、浄化槽若しくは配管設備等の工作物を除く。
- エ 災害廃棄物
- 地震動及びこれに伴う津波により発生する廃棄物並びに避難所生活等により発生する廃棄物（風水害等その他自然災害により発生する廃棄物を含む。）
- オ 清掃ごみ
- 地域住民の自発的な地域行事及び環境美化活動により収集又は排出された廃棄物
- カ 市が収集しないごみ
- （ア）家電リサイクル法対象機器
- 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に規定する機械器具
- （イ）パーソナルコンピューター
- 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 3 年政令第 327 号）別表第 6 に掲げる指定再資源化製品として、指定再資源化事業者が自主回収を実施するパーソナルコンピューター
- （ウ）処理困難物
- ①適正処理困難物
- 自動車部品、エンジン機器、タイヤ、バッテリー、スプリングマットレス、ピアノ、消火器、オイルヒーター、医療廃棄物、仏壇等

②爆発や火災の危険があるごみ

LPGボンベ（カセットボンベを除く。）、石油・ガソリンなどの鉱物性油等

③有毒性のあるごみ

揮発油、劇薬類、薬品類、塗料等

④一時大量ごみ

家の引越しや増改築に伴って発生するごみ、大量の枝・草等

⑤塩化ビニール製品

塩化ビニール製のホース、パイプ、なみ板等

⑥事業系ごみ

農業、漁業、商店、工場等の事業活動によって出るごみ

(2) 処理区域

香南市全域

(3) 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 基本理念及び基本方針

基本理念	環境負荷の少ない循環型社会の構築
基本方針	ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）への働きかけ及び資源等の再生利用（リサイクル）を積極的に推進します。 また、環境への負荷が少ない適正処理を推進します。

(5) 計画目標

排出量削減目標	香南市一般廃棄物処理基本計画の令和7年度ごみ搬入量予測(合計値)を令和6年度実績(合計値)が下回っていることと可燃ごみの処理量が減少傾向にあることを考慮し、次項、「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」とし、前年度比5.4%減とします。
資源化率	香南市一般廃棄物処理基本計画の令和12年度資源化率予測値18.0%を考慮しながら、紙類・プラスチック類の搬出について、資源ごみへの搬出を促し資源化率の向上に取り組みます。

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区 分	ゴミの種類		前年度実績 (令和6年度)	当該年度予測 (令和7年度)
家庭系 (委託)	可燃ごみ		4,605	4,500
	資源ごみ	ビン	116	144
		カン	59	59
		金属類	16	15
		プラスチック製容器包装	198	※ 195
		ペットボトル	60	59
		紙類	240	230
		布類	94	90
	粗大ごみ		470	※ 460
		(うち製品プラスチック)	4	4
	(うち水銀含有廃棄物)	6	5	
小 計 (t)		5,858	5,752	
事業系 (許可)	可燃ごみ		2,065	2,000
	不燃ごみ		0	0
	小 計 (t)		2,065	2,000
直接搬入	可燃ごみ		674	※ 650
	資源ごみ		0	0
	小 計 (t)		674	650
家電リサイクル法 対象機器 (直営)	テレビ		0	0
	エアコン		0	0
	冷蔵庫・冷凍庫		0	0
	洗濯機		0	0
	小 計 (台)		0	0
合 計			8,883	8,402
一般廃棄物である動物の死体 (匹)			133	120

注1：表中、当該年度欄※印の種類は、香南市一般廃棄物処理基本計画の令和6年度実績値が令和7年度予測値に達しているもの。

注2：可燃ごみについては、引き続き減量に努めるものとする。

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

家庭系ごみは、分別収集によりごみの減量・再資源化を図るものとし、排出に当たっては、分別区分の遵守により一層の適正処理に努める。事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、ごみの減量・再資源化に努め、分別処理を徹底し、自ら処理できない場合には、排出者が自ら処理施設へ搬入するか、又は廃掃法第7条第1項の規定により香南市が許可を付与した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）に収集・運搬を委託し、処理施設で処理を行うものとする。

(1) 市・市民・事業者の役割

<p>市の役割</p>	<p>市民や事業者に対する普及啓発や情報提供          市民や事業者の自主的な取組の支援・促進          市民や事業者に対してごみの減量及び分別排出の徹底を指導          ごみの減量化及び再生利用のための分別収集の推進          環境に配慮した適正な処理の確保          リサイクル製品等のグリーン製品の積極的な購入          庁内ごみの減量化、リサイクル等の推進など</p>
<p>市民の役割</p>	<p>環境に配慮したライフスタイルづくり          必要なものを必要な量だけ購入          詰め替え商品や繰り返し使用できる商品の選択          再生品や再生利用可能な商品の積極的な購入          マイバッグの持参等による簡易包装への協力          修理、修繕による、製品の長期間の使用          ごみの排出ルールへの厳守          ちゅう芥類の水切りの徹底          地域における資源物回収への参加・協力など</p>
<p>事業者の役割</p>	<p><b>【生産者等として】</b>          再生資源の素材及び材料の優先的な調達及び使用          耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の製造及び販売          再生品であることの適切な表示及び情報提供          過剰包装の自粛と簡易包装の推進          リターナブル容器の利用促進と、使い捨て容器の使用抑制          再生品、エコマーク商品等の販売促進 修理・修繕体制や自主回収システムの整備          ごみ処理及びリサイクル技術の開発          食品廃棄物の排出抑制に向け、仕入れの工夫や消費者の理解等の促進など</p> <p><b>【排出者として】</b>          排出事業者責任を果たす          ごみ排出量を可能な限り減量          ごみの分別排出の徹底 排出したごみの適正な処理費用の負担          リサイクル製品等のグリーン製品の積極的な購入など</p>

(2) 排出抑制に関する施策

<p>ごみ減量・リサイクルに関する啓発活動等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境啓発ポスターの募集や優秀作品の地域の掲示板等への掲示</li> <li>・ごみ減量啓発パネルの掲示</li> <li>・地域、学校等での出前講座を実施</li> <li>・食品ロス削減に向けての啓発活動</li> </ul>
<p>普及啓発冊子の充実及び各種メディアの活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の実践行動に結びつくような分別チラシや家庭ごみ辞典、ごみ減量マニュアル等の普及啓発用冊子の充実</li> <li>・市の広報やホームページなどを活用した情報発信</li> </ul>
<p>再生品等の利用促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や事業者等によるリユース・リサイクル活動の促進</li> <li>・グリーン購入について普及啓発</li> </ul>
<p>市民等の自主的活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい消費者（グリーンコンシューマー）の育成</li> <li>・古紙等集団回収登録団体制度による資源物回収の推進</li> </ul>
<p>事業者の自主的活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売店による簡易包装やマイバッグ運動等の取組を促進</li> <li>・事業系 ごみの減量及びリサイクルの推進</li> </ul>
<p>量販店等による自主回収の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・量販店等で行われている牛乳パック、食品トレイ等の店頭回収の促進</li> </ul>
<p>事業所への適正処理の啓発及び指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別排出の徹底や家庭系ごみステーションへの排出防止等、適正処理の啓発及び指導</li> <li>・ごみ減量への取組や多量排出事業者に対してごみ減量リサイクル計画書の作成についての働きかけ</li> </ul>
<p>不法投棄対策の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なパトロール並びに啓発及び指導</li> <li>・不法投棄が多発する場所での防止対策の強化</li> </ul>
<p>環境美化マナーの徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイ捨て禁止の啓発及び指導</li> <li>・イベント主催者に対するごみの発生抑制及び分別管理の働きかけ</li> </ul>
<p>不法焼却禁止の啓発及び指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロール並びに啓発及び指導</li> </ul>

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) 家庭系ごみ

可燃ごみと資源ごみは、必ず香南市指定のごみ袋を使用し、ステーションに指定日の夜明けから午前8時までには排出するよう指導する。

種 類		収集する区分	
可燃ごみ		週2回ステーション収集	
資源ごみ	ペットボトル	週1回ステーション収集	
	プラスチック製容器包装		
	金属類 (カン類、その他金属)	月1回ステーション収集	
	ビン類 (透明、茶色、その他の色)		
	紙類	新聞・チラシ	月2回ステーション収集
		ダンボール	
		雑誌・カタログ・教科書	
飲料用紙パック			
シュレッダー紙			
雑紙			
布類 (衣類、毛布)			
粗大ごみ		月3回 (7日間) 拠点収集 (市内5カ所)	

(2) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とし、自ら処理できない場合は、排出事業者が自ら処理施設へ搬入するか許可業者に収集を依頼する。

5 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬

ア 家庭系ごみ

(ア) 可燃ごみ等  
委託とする。

委託業者名	所在地	保有車両	人員
(有)比江森商業	香南市野市町母代寺 295-1	塵芥車(4 t) : 5台 トラック(1 t) : 1台	8人
(有)香南企業	香南市香我美町徳王子 2847-1	塵芥車(2 t) : 4台	12人
(有)クリーン土佐	香南市赤岡町 183-69	塵芥車(3 t) : 2台 軽トラック : 1台	3人

(イ) 資源ごみ

委託とする。

委託業者名	所在地	保有車両	人員
杉山博教商店	香南市野市町土居 1574-1	ダンプ(2 t) : 4台	4人
(有)香南企業	香南市香我美町徳王子 2847-1	ダンプ(2 t) : 2台 ダンプ(8 t) : 2台	12人

(ウ) 粗大ごみ

以下の香南市内 5 箇所の一時的保管施設へ排出者が直接搬入するものとする。

受入施設	所在地	受入日	受入時間
香我美地域 一時保管施設	香我美町徳王子 2847 番地 1	毎月第 1 土曜日 から 始まる土・日	8:30~12:30
夜須地域 一時保管施設	夜須町坪井 218 番地 1	毎月第 1 土曜日 から 始まる土・日	8:30~12:30
赤岡地域 一時保管施設	赤岡町 1269 番地 1 他	毎月第 2 日曜日 から 始まる日・月	8:30~12:30
吉川地域 一時保管施設	吉川町吉原 45 番地 2	毎月第 2 日曜日 から 始まる日・月	8:30~12:30
野市地域 一時保管施設	野市町深淵 777 番地 1	毎月第 3 土曜日 から 始まる土・日・月	7:30~12:30 (3月・4月・12月は 7:30~16:00)

イ 事業系ごみ

可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみのすべてを排出者の責任において適正に処分するものとする。

なお、医療機関から排出される感染性廃棄物についても、排出者の責任において感染性廃棄物の専門処理業者に委託して処分するものとする。

(2) 中間処理 (可燃ごみ)

ア 処理施設の概要

可燃ごみについては、すべて次のごみ焼却施設により焼却処分する。

施設名	香南清掃組合ごみ焼却施設 まほろばクリーンセンター
所在地	南国市廿枝 1 4 5 5
炉形式	全連続ストーカ式焼却炉
処理能力	120 t / 24 h (60 t / 24 h × 2 炉)

イ 残渣の処分方法及び量

ごみ焼却施設で焼却処分された後の残渣は、県内でセメント原料としてリサイクルし、残りを県外に搬出処分する。

(令和 6 年度実績)

ごみ搬入量 (t)	ごみ焼却量 (t)	残渣量 (t)
7,350	7,602	725

## 6 生活排水処理実施計画

### (1) 生活排水処理計画

#### ア 処理の目標

生活排水処理基本計画に定める、基本方針に基づいて処理計画を実施する。

県道南国野市線沿線の住宅密集地域を中心とする野市町西野地域、東野地域、大谷地域、及び土居・中ノ村地域の一部については、公共下水道により処理する。

公共下水道については、平成14年3月に終末処理場が完成し、平成15年から一部供用開始をしている。処理水は農業用水として再利用する。

香我美町岸本地域（陸上自衛隊高知駐屯地を含む）及び夜須町坪井・千切・手結・西山地区の一部については、特定環境保全公共下水道により処理する。

夜須浄化センターについては、平成3年3月に終末処理場が完成し、同年4月から供用を開始、岸本浄化センターについては、平成14年5月に終末処理場が完成し、同年6月から供用を開始している。処理水は農業用水のほか処理施設及び公園トイレの排水用として再利用されている。

農業集落の密集地においては、農業集落排水事業による整備を進める。野市町父養寺・母代寺・仁尾島地域は平成9年度から、東佐古・西佐古地域は平成12年度から一部供用開始をしている。

夜須町上夜須、十ノ木地域は平成7年度から一部供用開始しており、野市町上岡、下井、西野地域の一部については平成14年度から、中山田、兎田、本村地域についても平成18年度から供用開始している。

香我美町徳王子地域については、平成14年度より供用開始している。

その他の地域においては、合併処理浄化槽の普及を促進する。

また、既存の単独処理浄化槽設置家庭に対しては、し尿より生活雑排水の汚濁荷が高いことへの理解を促しつつ、個別の状況を勘案して合併処理浄化槽への交換を指導する。

漁業集落である夜須町住吉地域においては、平成7年度より漁業集落排水事業着手し、平成11年9月から供用を開始している。

現在、市内の下水道事業を2カ所に統廃合する計画としており、漁業集落排水事業（住吉クリーンセンター）は特定環境保全公共下水道（夜須浄化センター）に統合が完了した。

これらの整備により、令和7年度の生活排水処理率の目標を68%（農業集落排水64%、特定環境保全公共下水道77%、公共下水道69%）とする。

#### イ 生活排水を処理する区域及び人口等

##### ①合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口（16,375人）申請可能人数

下水道認可区域及び農業集落排水事業区域以外の香南市の区域全域は国の合併処理浄化槽設置整備基準に基づき推進する。

##### ②農業集落排水事業で処理する区域及び人口

父養寺、母代寺、仁尾島地域（792人）加入【606人】

東佐古、西佐古地域（1,068人）加入【651人】

上岡、下井地域（749人）加入【413人】

中山田、兎田、本村地域（766人）加入【418人】

上夜須、十ノ木地域（628人）加入【406人】

徳王子地域（916人）加入【726人】

全体加入率 65.46%

③自家処理人口

4人

④下水道で処理する区域及び人口

公共下水道計画では、計画目標年次、令和7年における計画区域を189.2haとし、計画人口を7,790人としている。

特定環境保全公共下水道計画では、香我美（岸本）処理区1,040人、夜須処理区2,500人としている。

ウ 施設及びその整備計画の概要

①合併処理浄化槽設置整備事業

54基 19,292千円

②公共下水道

野市地区処理施設	施設概要
計画処理区域面積	189.2ha
計画処理区域人口	7,790人
処理場所在地	野市町土居
現有処理能力	5,950m <sup>3</sup> /日
供用開始年度	平成15年度

香我美地区処理施設	施設概要
計画処理区域面積	75.0ha
計画処理区域人口	1,040人
処理場所在地	香我美町岸本
現有処理能力	800m <sup>3</sup> /日
供用開始年度	平成14年度

夜須地区処理施設	施設概要
計画処理区域面積	135.3ha
計画処理区域人口	2,500人
処理場所在地	夜須町千切
現有処理能力	2,300m <sup>3</sup> /日
供用開始年度	平成3年度

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア し尿・汚泥の処理

し尿処理施設から排出される余剰脱水汚泥については、施設内の焼却設備において焼却し、埋立処分するが、一部は有機堆肥として地元住民に提供する。

イ 収集運搬計画

(ア) 収集区域の範囲

①汲み取るべきし尿

市内全域

②浄化槽から発生する汚泥

市内全域

(イ) 収集回数

①汲み取るべきし尿

随時

②浄化槽から発生する汚泥

随時

(ウ) 収集の方法

①汲み取るべきし尿

汲み取り依頼の都度、収集する。

②浄化槽から発生する汚泥

浄化槽管理（設置）者との個別契約に基づき、許可業者が随時清掃及び収集運搬する。

(エ) 許可業者

委託業者名	所在地	保有車両	人員
香長清掃有限会社	野市町西野 2019-1	バキュームカー 1.8 k l × 1 台 3.0 k l × 2 台 3.7 k l × 1 台	6 人
マルナカ興業有限会社	野市町西野 2064-1	バキュームカー 3.0 k l × 2 台 3.7 k l × 3 台	3 人
有限会社土佐衛生管理	赤岡町 376-1	バキュームカー 2.7 k l × 1 台 3.0 k l × 2 台 3.7 k l × 2 台	3 人
有限会社ニホン清掃工業 香南営業所	土佐山田町宝町 3-2-3	バキュームカー 1.8 k l × 1 台 3.0 k l × 3 台 3.6 k l × 1 台	8 人
(株)サニタリーサービス オカモト	土佐山田町宝町 1-3-17	バキュームカー 1.8 k l × 1 台 2.7 k l × 1 台 3.0 k l × 2 台	5 人

ウ 中間処理計画

(ア) 施設の概要

施設名	香南香美衛生組合 衛生センター
所在地	高知県香南市野市町深淵 8 0 8 番地
型式	標準脱窒素処理方式+凝集分離+ろ過・活性炭
処理能力	1 0 0 k l / 日

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

①汲み取るべきし尿（令和6年度実績）

許可業者名	搬入量（k l /年）
香長清掃有限会社	2, 3 3 9
マルナカ興業有限会社	5 5 1
土佐衛生管理有限会社	5 0 4
ニホン清掃工業有限会社 香南営業所	1, 6 2 5
(株)サニタリーサービスオカモト	2 4 0
合 計	<b>5, 2 5 9</b>

②浄化槽から発生する汚泥（令和6年度実績）

許可業者名	搬入量（k l /年）
香長清掃有限会社	4, 2 5 4
マルナカ興業有限会社	2, 1 0 5
土佐衛生管理有限会社	4, 4 4 3
ニホン清掃工業有限会社香南営業所	2, 2 0 6
(株)サニタリーサービスオカモト	1, 3 8 3
合 計	<b>1 4, 3 9 1</b>

(3) 処理（堆肥化）されたし尿・汚泥の量（令和6年度実績）

余剰物名	量（t）
焼却灰	1 1 6
乾燥汚泥量	1

(4) その他

ア 住民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等についてまちづくり協議会、自治会、健康を守る会、市民に周知を図るため、定期的に広報・啓発活動を実施する。

特に、台所等で使用する水など家庭でできることは、まちづくり協議会や自治会、町内会を通じて周知を図るものとする。

また、浄化槽については、定期的な保守点検や清掃、放流水の定期検査について広報等を通じてその徹底に努めるものとする。

イ し尿（汲み取り）の収集運搬の効率化について

年末年始等の汲み取り業務が集中する時期に、汲み取り対象世帯に対して、効率的に確実な処理を行うために、市広報で啓発を行う。